

平成28年度第1回いじめ防止対策委員会（報告）

以下の本校職員に、専門家（臨床心理士）としてスクールカウンセラー（以下SC）の衣川朋宏先生を加え、いじめ防止に向けた1学期間の取組とアンケートの回答等から確認した事案について検討を行った。

委員会のメンバー：校長、教頭、人権教育主任、生徒指導部長、教務主任、保健主事、養護教諭、カウンセラー

会の冒頭、西校長の挨拶を受けて、人権教育主任が資料に基づき以下の点について説明を行った。

- （1）本校の「いじめ防止基本方針」（H28年度版）について
- （2）平成27年度の取組といじめの発生状況について
- （3）平成28年度の取組について

その後、協議に移り、5月30日に実施したアンケートの回答等から確認した事案（3件）について、状況報告並びにいじめ事案かどうかについて協議した。本校の「いじめ防止基本方針」では、いじめを以下の「いじめ防止対策推進法第2条」を適用し定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そのうえで、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要」とし、また「外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要」としている。こうした基準に照らした場合、今回協議した事案は3件とも周囲の対人関係上のトラブルに起因するものであり、当該生徒の被害性も本人と保護者への聴き取り結果から深刻度は薄いと判断していじめにまではあたらないとの結論に至った。しかし、背景に人間関係づくりが苦手な生徒の実態もあり、引き続き注意深く観察しながら指導していくことを確認した。

最後に、衣川先生から指導助言をいただき、会を閉じた。